株主の皆様へ

第178期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第178期定時株主総会において、下記のとおり報告し、決議されましたので、 ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第178期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第178期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 上記1. および2. の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更の概要は以下のとおりであります。

(1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、 監査等委員会設置会社に移行し、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等 委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関 する規定の削除等の変更を行いました。(第4条、第20条~第23条、第25条、第26条、第29 条、第31条~第37条、附則第1条)

(2) 事業目的の変更

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに、号数の繰下げを行いました。(第2条)

(3) 用語の変更

経済産業省より2023年8月に「企業買収における行動指針」が公表されたこと等に伴い、 用語の変更(買収への対応方針または買収への対抗措置)を行いました。(第11条)

(4) その他全般に関する変更

上記の各変更に伴う条数の変更、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行いました。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、大隅毅、倉谷伸之、大橋武、松本伸也、力石晃一および 馬場佳子の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。 なお、松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏は、社外取締役であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、星正俊、森進、志々目昌史、吉田芳一および柏﨑博久の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、志々目昌史、吉田芳一および柏﨑博久の各氏は、社外取締役であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、馬場佳子氏が選任されました。なお、馬場佳子氏は、社外取締役であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

これにより、これまでの取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額350百万円以内(うち社外取締役分は100百万円以内)とすること、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与および非金銭報酬である株式報酬は含まないこととなりました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

これにより、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内とすることとなりました。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額および内容 決定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

これにより、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)を対象にした株式報酬 制度を継続することとなりました。

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)更新の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

これにより、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)が更新されるとともに、当社定款第11条の規定に基づき、所定の条件の下で、新株予約権の無償割当てに関する事項について決定する権限が、当社取締役会に委任されました。本対応策の有効期限は2028年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなりました。

以上

おって、本総会終了後開催の取締役会におきまして、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役 大隅 毅社 長

代表取締役 倉谷伸之

また、本総会終了後開催の監査等委員会におきまして、次のとおり常勤の監査等委員である取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役星正俊常勤監査等委員 正俊郎 締役 森 第勤監査等委員 な

以上

期末配当金のお支払いについて

第178期の期末配当金支払関係書類(配当関係書類)は、去る5月30日にご送付申し上げました。

「配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店もしくは出張所または郵便局(銀行代理業者)において、 払渡期間内(2025年7月31日まで)にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をご送付いたしましたので、ご確認ください。

以上